

報告書（2011年2月）

1. 既存添加物名簿 55品目の消除

2月9日の薬事食品衛生審議会食品添加物部会に、厚生労働省食品全部基準審査課が、55品目の既存添加物を名簿から消除すると報告しました。品名は、次のURLを参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000012anx-att/2r98520000012c7d.pdf>

今後の予定

平成23年2月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成23年3月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で文書配布 薬事・食品衛生審議会答申
平成23年4月	「既存添加物名簿」及び「食品、添加物等の規格基準」の改正

2. 食品添加物の新規指定

WTO 通報を終え、指定待ちの食品添加物

- 1) フルジオキソニル（ポストハーベスト、防カビ剤）
- 2) 2,6-ジメチルピリジン（香料）
- 3) 5-エチル-2-メチルピリジン（香料）

現在、次の3品目がWTO 通報中です。

- 4) 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン（香料）
- 5) 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン（香料）
- 6) 6,7-ジヒドロキシ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン（香料）

次の4品目については、薬食審で審議中です。

- 7) 3-メチル-2-ブテナール（香料）
- 8) 3-メチル-2-ブテノール（香料）
- 9) 1-ペンテン-3-オール（香料）
- 10) ピラジン（香料）

厚生労働省へ通知済

通知日

- 11) トリメチルアミン（香料） 2010年7月29日
- 12) イソキノリン（香料） 2010年2月3日

3. 安全性未審査の遺伝子組み換えパパイヤ

昨年12月、厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所が、食品衛生法上で未審査である遺伝子組換えパパイヤの検査法を開発する過程において、沖縄県内の農産物直売所やホームセンターで販売されていた生果実及び種苗を試験的に分析したところ、その一部に未承認の遺伝子組換え体が混入している可能性を示す分析結果が得られたと、農林水産省に情報提供しました。

2月22日、農林水産省は、「農林水産省の機関が、国衛研で開発中の検査法を、カルタヘナ法に基づく種子及び苗の検査に使用可能なものとする」ことに着手し、今般、当該遺伝子組換え体に

ついて、科学的信頼性の高い種子の検査法を確立しました。」と発表しました。

「国衛研が分析した生果実 8 検体のうち、1 検体（品種不明）から採取した種子について、今般確立した検査法により、遺伝子組換え体であることを確認し、台湾で研究中の遺伝子組換えパパイヤの導入遺伝子（PRSV-YK）と同様の塩基配列を持つ。」とのことです。

2月22日（更新2月24日）、厚生労働省は、「今回、農林水産省が公表した遺伝子組換えパパイヤは、食品衛生法においても安全性が未審査であり、販売等が禁止される食品に該当することになります。厚生労働省としては、このパパイヤの食品への混入を確認する検査法を新たに開発しましたので、流通食品の監視に用いることができるよう、これを国内の各自治体に通知しています。また、検査法の開発過程でこのパパイヤの遺伝子が検出される食品も確認されましたので、食品衛生法に違反する食品が流通しないよう適切な対応を、関係する自治体に対し依頼しています。また、外国産のパパイヤについても、念のため輸入時のモニタリング検査を行うこととしています。」と発表しました。

4. 中国、食品安全を重要公衆衛生業務に指定

2月15日付けの「新京報」によると、「中国国家衛生部の陳竺部長はこのほど、2011年全国衛生系統食品安全・衛生監督工作会議において、食品安全、職業病予防・治療、飲用水安全の各分野における重要項目を、基本公衆衛生業務均等化プロジェクトに組み入れることを明らかにした。」とのことです。 中国人民網日本語版（2月15日）

陳部長によると、食品安全、職業病予防・治療、飲用水安全の各分野における重要項目を、「十二五（第12次五カ年計画：2011年?2015年）」期間内に基本公衆衛生業務均等化プロジェクトに組み入れるための準備を進めているという。

衛生部の陳嘯宏副部長は、工作会議で、省レベル31カ所と県レベル312カ所の監測ポイントを基点とする全国食品安全リスク監測ネットワークがほぼ完成したと明かした。しかし、陳竺部長によると、省レベル疾病予防抑制機関の中で、2010年国家食品安全リスク監測計画のあらゆる監測項目をカバーできる機関は、約3分の1しかないという。

陳部長は、「十二五」期間中、食品安全リスク監測評価システム建設を重点業務とし、リスク監測評価能力不足や監測評価レベルがまちまちという際立った問題の解決に取り組む方針だと述べた。（編集 KM）

<http://j.peopledaily.com.cn/94475/7288507.html>

5. 中国 有毒食品生産販売、刑法改正で罰則強化へ

2月24日付けの「中国人民網日本語版」によれば、「食品犯罪に対する刑罰が厳しくなる。全国人民代表大会（全人代）常務委員会は23日、第3次刑法改正案（八）草案を審議、草案は有毒有害食品を生産・販売した犯罪への処罰を強化している。草案2次審議稿は「最低拘留」としたが、今回の審議では「5年以下の有期懲役」となった。」とのことです。

<http://j.people.com.cn/94475/7299539.html>

6. 米国 EPA の飲料水戦略

発がん性が疑われる揮発性有機化合物：16物質

規制値がある物質：ベンゼン、四塩化炭素1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、塩化ビニル（8物質）

規制値のない物質：アニリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、1,1-ジクロロエタン、ニトロベンゼン、オキシランメチル、1,2,3-トリクロロプロパン、ウレタン（8物質）

<http://water.epa.gov/lawsregs/rulesregs/sdwa/dwstrategy/index.cfm>

7. カラメル

2月16日、米国のCSPI（Center for Science in the Public Interest）は、アンモニアで処理され発がん物質である2-メチルイミダゾールと4-メチルイミダゾールを含むカラメルによる着色を制限する申請をしました。申請書は、次のURLです。

<http://cspinet.org/new/pdf/caramel-coloring-petition.pdf>

また、発がん性「カラメル色素」を禁止するように、FDAに要請しました。

<http://cspinet.org/new/pdf/caramel-coloring-petition.pdf>

8. 英国 FSA 最新の消費者態度追跡調査結果

2月2日、英国FSAは、FSAは、FSA及び主要な食品課題に関する世論と認知度を調査した最新の消費者追跡調査結果を公表しました。（調査対象：成人2,105人、2010年11月に実施）

食品に関する懸念事項は、価格（54%）、塩分（45%）、廃棄（42%）で、安全性については、外食の食品衛生（36%）、食中毒（29%）、添加物（27%）だったとのこと。また、飲食施設における衛生基準の認知度は80%であり、人々が飲食施設の衛生基準を判断する手段は、建物の外観（65%）、従業員の様子（51%）、評判（42%）であったとのこと。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/feb/tracker>

9. ペルーGMトウモロコシ

2月3日の「Nature Volume:470, Page:39」は、「農業バイオセーフティ政策を担当しているペルー国立農業革新研究所（INIA）の研究者らが、リマの北部のBarranca溪谷で遺伝子組換えトウモロコシが栽培されているという主張について調査したところ、組換え遺伝子が発見されたのは家畜飼料用穀物の一部からのみで、これはペルーがアメリカやアルゼンチンから毎年150万トンのトウモロコシを輸入していることを考えると驚くべきことではない」と報じました。

ペルーでは、紫トウモロコシを始め多種類のトウモロコシが栽培されていますが、米国から140～150万トン輸入しています。トウモロコシ発祥の地であるメキシコは、トウモロコシの遺伝子プールですが、米国から700～900万トン輸入しています。従って、こうした事態は当然のことのようです。（イメージと実情は大きく異なることを、つくづく感じます。）

10. ファイザーの研究開発費削減計画が騒動に

2月2日付けの「ScienceInsider」は、「世界最大の製薬企業ファイザーが2012年の研究開発費を85億ドルから70億ドルに約20%削減し、2400人が働いている英国の研究センターを閉鎖するなどの計が英国政府と研究者にショックを与えた。」と報じました。

<http://news.sciencemag.org/scienceinsider/2011/02/pfizers-plan-to-cut-rd-spending.html?etoc>

この減少額は、日本の科学研究費（科研費）の総額に相当するものです。

2009年度 約 51,000 件、1,406 億円 大学教員数：約 17 万人

2010年度 約 57,000 件、1,353 億円

2007 年度の世界の製薬企業の売上高、研究開発費は、次の URL に記載されています。

http://www.medisearch.co.jp/doukou_kakukaihatuhi.htm

11. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010 年 12 月）

- ・株式会社ケイ・ティ・エムがベトナムから輸入した「冷凍養殖剥きえび」の命令検査で、フラゾリドン（AOZ として）0.001ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・松岡株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、トリフルラリン 0.009ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・勢雄物産株式会社が韓国から輸入した「活養殖ひらめ」のモニタリング検査で、ベンジルペニシリン 0.11ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・石光商事株式会社が中国から輸入した「加熱食肉製品（加熱後包装）：豚唐揚げ」の命令検査で、クレンブテロール 0.00018ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・フジトレーディング株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：にんにくの茎」の命令検査で、一律基準を超えてピリメタニルが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社フィールドが中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：パプリカ（黄）」の命令検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾールが 0.05ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社フィールドが中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：パプリカ（ミックス）」の命令検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾールが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・ヒガシマルインターナショナル株式会社がタイから輸入した「冷凍カットわけぎ」の自主検査で、トリアゾホス 0.14ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・伊藤忠商事株式会社が中国から輸入した「生鮮ゴマの種子」（オイルシード）のモニタリング検査で、ジコホール 0.07ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社スカイエイトが台湾から輸入した「その他の天然果汁」の自主検査で、ポリソルベート 80 として 0.055g/kg 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- * ポリソルベート類の使用基準で、「その他の食品」の最大限度が 0.020g/kg とされている。
- ・伊藤忠食糧販売株式会社がベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2,4-D が 0.10ppm、0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・富士通商株式会社がメキシコから輸入した「生鮮アボガド」のモニタリング検査で、一律基準

を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・株式会社セカンドライフが中国から輸入した「調味乾燥品：いか軟骨」の自主検査で、ソルビン酸カリウムがソルビン酸として 1.3g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社林インターナショナルが中国から輸入した「乾燥しいたけ」の自主検査で、二酸化硫黄 0.032g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社沖縄長生薬草本社が中国から輸入した「乾燥アガリクス茸」の自主検査で、二酸化硫黄 0.059g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- * ホームページには、「乾燥アガリクス茸」となっている。ミスタイプと思う。
- ・株式会社徳岡がスペインから輸入した「果実酢」の自主検査で、二酸化硫黄 0.050g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社トライアルカンパニーが韓国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ラズベリークリームチーズペストリー」の行政検査で、指定外添加物（カルミン酸のアルミニウムレーキ）が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社サルタージがインドから輸入した「スナック菓子類」の自主検査で、指定外添加物 TBHQ が $1\mu\text{g/g}$ 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ジャパンソルト株式会社がイタリアから輸入した「チョコレート類」の自主検査で、シアン化合物が 25ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・マツリ・コマーシャル株式会社がタイから輸入した「乾燥とうがらし」のモニタリング検査で、製造、加工及び調理基準不適合（放射線照射を検知）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・住金物産株式会社が米国から輸入した「冷凍牛内蔵（大腸）」の行政検査で、「食品衛生法第 9 条第 2 項に規程する衛生証明書と同等の貨物でない」とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ミツバ貿易株式会社が米国から輸入した「食品添加物：ユッカホーム抽出物」の自主検査で、成分規格不適合（強熱残分 6.2%）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2011 年 2 月 28 日）